（　　）				
１年以内返済予定の長期借入金				
合　　計				

（記載上の注意）

1　期首又は期末のいずれかに残高がある負債のうち、関係会社等からの短期借入金について記載すること。

2　「借入先」の欄には、関係会社等の名称を記載し、内書（括弧書）として、親会社、子会社、関連会社又はその他の関係会社等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること（役員又は主要株主等との間で取引が行われ、短期借入金が存在する場合においても記載すること。）。

3　関係会社等からの短期借入金がない場合には、「該当なし」と記載し、当該明細書の記載を省略できる。

4　「当期増減額」の欄に仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による増減がある場合には、その旨、理由及び当該増減額を脚注すること。

5　重要な関係会社等からの短期借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その旨及び当該利率を脚注すること。

7　引当金の明細

（単位：円）

区　　分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	関係会社等					
	そ　の　他					
	合　　計					

（記載上の注意）

1　期首又は期末のいずれかに残高がある引当金について記載すること。

2　「区分」の欄には、引当金の種類を記載すること。ただし、貸倒引当金については、上記のとおり関係会社等債権に対するものとその他の債権に対するものに分けて明示すること。

3　「当期増加額」と「当期減少額」は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。

4　「当期減少額」の「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注すること。

5　退職給付引当金について、会社計算規則第116条に基づき「様式第５　個別注記表」の「個別注記表　⑴　（一般的な注記事項）」の「17　その他の注記」として退職給付に関する注記をした場合には、記載を省略することができる。

8　当事業年度に係る役員の報酬等の総額の明細

（単位：円、人）

区　　分	支　給　人　数	報　酬　等　の　額	摘　　要
取　　締　　役			
監査役（又は執行役）			
計			

（記載上の注意）

1　執行役兼務取締役がいる場合には、それぞれの立場で区分して掲記又は一つにまとめて記載し、摘要欄に内訳を明示すること。

2　会社法第361条第１項第３号の報酬等のうち金銭でないものについては、金銭的価値を考慮して報酬等の額に含めるか、又は「摘要」の欄に記載すること。

3　報酬等の額に取締役又は監査役（若しくは執行役）に報酬その他職務執行の対価として付与された新株予約権の価額を含んでいる場合にはその旨を「摘要」の欄に記載すること。

4　取締役等の員数は、現に報酬等の支給の対象となつた者の員数を記載すること（無報酬の会社役員は含まれない。）。ただし、詳細については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第121条第３号及び第４号を参照のこと。

5　当事業年度に係る報酬等の額以外に、当事業年度に受け取る又は受け取る見込みの額が明らかになつた報酬等の額があれば、総額及び支給人数を「摘要」の欄に記載すること。

6　区分ごとに１人当たりの平均報酬等の額を算出し、脚注すること。ただし、常勤・非常勤の別及び社内・社外の別を明示して算出すること。

様式第７（第３条関係）

預託等取引業者名
所在地
電話番号
代表者の役職名・氏名　　印

（平成　　年　　月）

月　次　保　有　状　況　表

（特定商品等の預託等取引契約に関する法律第３条の規定により顧客に交付する書面）

1　特定商品及び施設利用権の種類：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（令第１条第　項第　号）

（細目）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　保有の状況

⑴　保有の状況一覧

（単位：円、％）

番号	月末日	A：契約の目的となつている特定商品及び施設利用権				B：契約の目的となつていない特定商品及び施設利用権（実地たな卸高）		C：合　計（実地たな卸高）		時価
		（a：契約残高）		（b：実地たな卸高）						
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
1										
2										
3										